

期日指定定期預金規定（自動解約入金方式）

1.（預入れの最低金額）

この預金の預入れは一口100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、支払います。
この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について通帳記載の据置期限の翌日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店に対してその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満……………通帳記載の「2年未満」利率
 - ② 2年以上……………通帳記載の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」という）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とします。

4.（預金の解約）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を第2条の満期日自動解約以外の方法で解約（定期預金の一部解約を含む）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。

以 上